

農業委員会法第7条「農地などの利用の最適化の推進に関する指針」

令和7年度 多摩市農業委員会活動指針

令和7年3月25日

多摩市農業委員会

地域の農業者の代表、地域の世話役として行動する農業委員を目標に、以下の視点にたって標記指針を定め、「農業生産力の推進及び農業経営の合理化を図り、農業の健全な発展に寄与する」という農業委員会法の目的に資するものとする。

1 基本方針

多摩市農業委員会は、「農地法」及び「農業委員会等に関する法律」に規定する所掌事務に取り組むとともに市、農家、農協等と協力して都市農業振興に向けた活動を推進している。

本活動指針は、平成31年3月に策定し、令和6年3月に改定された多摩市都市農業振興プラン改訂版を基本に、東京都農業委員会・農業者大会の「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」に沿った内容としている。

平成28年に都市農業振興基本計画が策定されたことや、平成29年7月から新たな体制により農業委員会活動が進められていること、さらに令和6年3月に改定された多摩市都市農業振興プランの施策を踏まえ、農地の保全や利用促進、担い手対策、農家の売上向上等の農業施策の振興に取り組むものとする。

2 活動計画等

農地保全に向け、新たな農業委員会法に位置づけられた農地等の利用の最適化を推進する活動に取り組む。

(1) 農地の保全管理と利用促進へ向けての活動推進

農地保全に向け、新たな農業委員会法に位置づけられた農地等の利用の最適化を推進する活動に取り組む。

① 農地利用相談への対応

農業者が積極的に農業経営を継続できるよう農地法等関係法令に照らしながら、関連する相談への対応等の支援に努める。

② 農地の保全と利用促進

農地法第30条第1項に規定する「農地利用状況調査」は、生産緑地を対象に11月に実施する。実施にあたっては、農業者に対して調査の趣旨とあわせて周知を行う。また、農地を適正に管理するために農地利用状況調査に加え農地パトロールを実施する。

③ 生産緑地追加指定の推進

農業経営意向のある農業者が所有する宅地化農地等について、農地所有者に対し生産緑地への追加指定の働きかけや啓発に努める。

④ 農地の活用

農地の多面的な価値を活かすため、市内農地の状況把握に努め、その利用について必要な指導・助言を行う。

生産緑地の追加指定については、市内農家の意向を確認しながら、必要に応じた支援を行い、緑地保全と適正な管理が継続されるよう努める。また、生産緑地法に関する制度改正等の情報は、農地所有者等関係者へ迅速に提供する。

⑤ 農地の違反転用の防止

農業委員会への届出をせずに農地を転用するなど違反転用の防止の為に、転用の事前相談への対応や市公式ホームページ及び農業委員会だより等により制度の周知を図る。

⑥ 遊休農地の発生防止に関する目標及び評価方法

上記①～⑤の取り組みをとoshi、引き続き遊休農地が発生しないように取り組む。

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進状況その他の事務の実施状況の公表」のとおりとする。

遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和7年3月31日)	36ha	0ha	0%
3年後の目標 (令和10年3月31日)	37ha	0ha	0%
目 標 (令和10年3月31日)	37ha	0ha	0%

(2) 農業振興計画の推進

令和6年3月に改定された「多摩市都市農業振興プラン改定版」の施策の展開に対して市や農協に対し助言・協力を行う。又、農協及び農家等からの意見を収集し計画の実現に向けた支援を行う。

① 認定農業者及び認定新規就農者制度の推進および支援活動

新規認定農業者及び認定新規就農者の認定に向け、制度の啓発および経営意欲のある農業者への働きかけを行う。また、認定審査についても委員を派遣し協力する。

② 援農ボランティア育成への支援

農業者の高齢化や一時的な病気等により耕作が行えない、また、経営規模拡大や繁忙期等の理由による労働力確保の支援策として市が実施している援農ボランティア講習会に協力する。講習修了者によるボランティア活動への支援等、援農のより充実した仕組みづくりを市や農業者・農協・その他農業関係団体と連携して構築できるよう努める。

③ 農からの地域づくり

市内で採れた安全で新鮮な野菜を市民が地元で消費する「地産地消」を促進するため、農協や生産団体の活動に協力する。

(3) 農業と市民との架け橋活動

農業委員と市民が直接ふれあう事業を実施することで、都市農業の現状や農業の理解を深める場を提供する。

① 家族体験農業の実施

子どもたちとその家族を対象に農作物の栽培過程の一部を体験してもらい、農業や食の大切

さなど学習的な効果と情操的な効果を期待し、児童館との共催により家族体験農業を実施する。

② 農業ウォッチングラリーの実施

都市化の進む中、都市と農地の共存や住民に農業への関心と理解を深めるため、一般市民を対象に農業ウォッチングラリーを実施する。

③ 学校教育との連携

小中学生の農業に対する理解の促進や健全な食生活を啓発するため、小中学校の食育(授業)や中学生職場体験学習等に協力する。

④ (仮称)連光寺六丁目農業公園づくりへの支援

(仮称)連光寺六丁目農業公園づくり検討会への委員派遣及び活動内容の市内農家への周知や作業協力など、(仮称)連光寺六丁目農業公園づくりへの協力をする。

(4) 東京都農業会議との連携

制度改正等の迅速・的確な対応、都市農業の現状や問題点の把握、広域連携など、都市農業振興の為、東京都農業会議と連携する。

① 農業委員会活動に関する決議、活動推進要領との連携

農業委員会活動にあたっては、東京都農業会議による「農業委員会活動の積極的推進に関する決議」や「農業委員会活動推進要領」に沿った活動を展開する。

② 農業者の意見集約と市への要望の提出

農業者と農業委員の意見交換等を開催し、農業・農地の諸制度および情勢などを的確に伝えるとともに、農業者の意見の集約を行い、必要に応じ施策の改善等について、市や関係行政機関へ具体的な要望を提出する。

③ 企業的農業経営者及び後継者顕彰の推薦

都市農業振興に尽力した農家や団体に対し、推薦を継続して行うよう努める。

④ 企業的農業者育成のための取り組み

東京都農業会議等と連携して、簿記帳や青色申告などの講習会を開催するなど、企業的農業者を育成するための取り組みについて検討する。

(5) 情報活動の推進

平成27年度に都市農業振興基本法が施行され、平成28年度には政府による都市農業振興基本計画が策定された。これらのことを受け、都市農業・農地制度に関する新たな制度として特定生産緑地制度や都市農地貸借円滑化法が制定された。今後、より一層の都市農業振興への理解を図るため「多摩市農業委員会だより」、「市公式ホームページ」等により、農業に関する最新の情報提供を推進する。

① 農地制度の周知

改正生産緑地法・都市農地貸借円滑化法など都市農地を守る制度について周知を図り、農地所有者の理解をすすめる。特定生産緑地制度の周知を継続して行う。

② 農業委員会だよりの発行

農業委員会の活動や地域農業を農業者のみならず市民に対しても広く伝えるため、カラー化した農業委員会だよりを発行する。

③ 各種農業情報の提供

たま広報や市公式ホームページ・東京都農業改良普及センター等から送付されるパンフレット

の配付により、農家へ各種の情報提供を行う。また、多摩市農産物応援サイト「agri agri」と協力・連携し、農業委員会活動の周知を行う。

(6) 農業委員日常活動

農業委員として、日常活動において地域を見回り行動するとともに都市農業理解に向けた活動に取り組む。

① 農業委員活動記録カードの活用

農業委員としての日々の活動の記録のため、月に 6 枚を目安に活動記録カードを作成する。作成した活動記録カードは、翌月の農業委員会総会開催時に事務局へ提出する。

② 農地の肥培管理と利用促進

農業委員が日常活動として地域の農地パトロールに取り組み、農地の状況を的確に把握し地域の農地の保全と利活用を進める活動に取り組む。

令和7年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 東京都
 農業委員会名： 多摩市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和7年4月1日現在)

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 5 年 7 月 20 日

任期満了年月日 8 年 7 月 19 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	13	13
認定農業者	—	7
認定農業者に準ずる者	—	0
女性	—	4
40代以下	—	0
中立委員	—	2

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	0	0	0

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	70
農業経営体数	23

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	35
女性	11
40代以下	4

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	14
基本構想水準到達者	0
認定新規就農者	0
農業参入法人	0
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑				計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	3	33	31	2	0	36

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

Ⅱ 最適化活動の目標

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	36 ha	10 ha	27.0 %
課題	市街化区域のため、農地集積は法制度上対象外とされている。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

② 目標

農地の集積の目標年度	年度	集積率	%
今年度の新規集積面積	ha	農地面積(C)	ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	%

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

(2) 遊休農地の解消

① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	0 ha	0 ha	0 ha
課題	なし。		

② 目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	ha
---------------------------	----

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

①現状及び課題						
現状	○年度新規参入者		○年度新規参入者		○年度新規参入者	
		経営体		経営体		経営体
		ha		ha		ha
課題						

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	○年度	○年度	○年度	平均
	ha	ha	ha	ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積			ha	

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6 日/月	最適化活動を行う 農業委員の人数	13 人
		農地利用最適化推進委員の 人数	0 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	回
-------------	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	回
---------------	---

開催時期	相談会名
参加者数	開催場所
相談会の内容	
開催時期	相談会名
参加者数	開催場所
相談会の内容	

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)